

再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)を求める国会請願署名

1966年6月、静岡県清水市(当時)でおきた一家4人殺害事件の犯人とされ、死刑が確定していた袴田巖さん(88歳)が、再審(裁判のやり直し)で、ようやく無罪判決を勝ち取りました(2024年9月26日)。再審請求を始めてから43年以上かかったこととなります。

袴田さん再審無罪の余韻のさめやらない10月23日、今度は福井女子中学生殺人事件で、犯人とされ服役を終えてから再審請求していた前川彰司さん(59歳)の再審開始が決まりました。事件発生から38年、再審請求を始めてから20年かかりました。

再審は、無実の人が法律で救済される最後の手段です。しかし再審請求を始めてから無罪になるまでに何十年もの年月を要し、自由も尊厳も奪われ、家族や親しい人たちとも切り離されたまま、取り返しようのない歳月を人生から刻み取られた果てに、無罪になったとして、十分な救済といえるでしょうか。

袴田事件、福井女子中学生殺人事件の両事件では、捜査機関が隠していた証拠が裁判のやり直しの決め手となりました。袴田事件の第一次再審請求では、検察が証拠をいっさい提出しなかったため、再審が認められませんでした。第2次再審請求で、裁判所の勧告にしたがって検察がしぶしぶ提出してきた証拠によって、再審開始につながったのです。

また、やっと再審開始決定が出されても、検察が不服申し立てをすることで審理が長引き、数年から数十年という時間が費やされます。袴田事件では2014年3月の再審開始決定に対して検察が不服申し立てをして、裁判のやり直しが確定するまでに10年もかかっています。福井事件でも一度目の請求で高裁が開始決定したにもかかわらず、検察が異議申し立てしたため取り消され、2度目の請求で再審開始につながるまでに20年かかっています。

さらに現行の刑事訴訟法では、審理の進め方、証拠請求と開示、事実の取調べ方法など、基本的なルールが定められていないため、裁判官によって審理の進め方に大きな差異が生じ(再審格差)、何年も棚ざらしにされる事件もあるほどです。

よって、無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、下記事項について「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の改正を行うことを要請します。

- 1、再審のためのすべての証拠を開示すること
- 2、再審開始決定に対する検察の不服申し立てを禁止すること
- 3、再審における手続きを整備すること

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

お名前	ご住所

再審法改正をめざす市民の会

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階
日本国民救援会中央本部気付 TEL&FAX 03-4500-1414
<https://www.rain-saishin.org/>

連絡先

取り扱い団体